（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

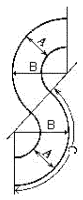
第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号から第四号までに定める成績とする。

別表第三（第三十二条関係）

一　［略］

二　コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基準
［略］	
曲線コース	一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。

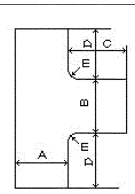


教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	半径 B	弧の長さ C
大型免許及び大型第二種免許	五メートル	一二・二五メートル	円周の八分の三
中型免許	四メートル	一〇メートル	円周の八分の三
中型第二種免許	三・五メートル	九・七五メートル	円周の八分の三
準中型免許、普通免許及び普通第二種免許	三・五メートル	七・五メートル	円周の八分の三
大型二輪免許、普通二輪免許及び小型特殊免許	二メートル	五・五メートル	円周の八分の三

備考　半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。

二　［略］

方向変換コース	一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	幅 B	奥行 C	出入口部の長さ D	すみ切り半径 E
大型免許	六メートル	五メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
大型第二種免許	五メートル	五メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
中型免許	五メートル	五メートル	八メートル	八メートル以上	一・五メートル
中型第二種免許、普通免許及び普通第二種免許	四・五メートル	三・五メートル	八メートル	七メートル以上	一・五メートル
準中型免許	三・五メートル	三・五メートル	五メートル	五メートル以上	一メートル

備考　一　すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいう。

二　図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。

三　大型免許に係る教習に用いるコースにあっては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。

二　［略］

［略］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

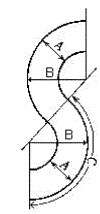
第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号、第二号、第三号（準中型仮免許に係るものを除く。）又は第四号に定める成績とする。

別表第三（第三十二条関係）

一　［同上］

二　［同上］

コースの種類	基準
［同上］	
曲線コース	一　［同上］

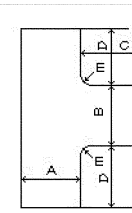


教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	半径 B	弧の長さ C
大型免許及び大型第二種免許	五メートル	一二・二五メートル	円周の八分の三
中型免許	四メートル	一〇メートル	円周の八分の三
中型第二種免許	三・五メートル	七・五メートル	円周の八分の三
準中型免許、普通免許及び普通第二種免許	三・五メートル	五・五メートル	円周の八分の三
大型二輪免許、普通二輪免許及び小型特殊免許	二メートル	五・五メートル	円周の八分の三

備考　半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。

二　［同上］

方向変換コース	一　［同上］



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	幅 B	奥行 C	出入口部の長さ D	すみ切り半径 E
大型免許	六メートル	五メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
大型第二種免許	五メートル	五メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
中型免許	五メートル	五メートル	八メートル	八メートル以上	一・五メートル
中型第二種免許、普通免許及び普通第二種免許	四・五メートル	三・五メートル	八メートル	七メートル以上	一・五メートル
準中型免許	三・五メートル	三・五メートル	五メートル	五メートル以上	一メートル

備考　一　すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいう。

二　図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。

三　大型免許に係る教習に用いるコースにあっては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。

二　［同上］

［同上］